

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	香良洲地区 (香良洲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農地の状況は、水田は圃場整備事業が行われていますが、用排水路兼用となっており、湿田であるため営農条件は良いとは言えない。また、畑地については集積はされておらず個人管理が中心で、一部で梨栽培を行い地域のブランドとして広く知れ渡っている。地域内では農家が減少し高齢化が進んでおり、水稲については、地域内に担い手がないことから地域外の土地利用型農業者に農地中間管理機構を通じて集積を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲においては、近隣の土地利用型農業者を中心経営体として、農地集積・集約を図り、作業の効率化と規模拡大により安定経営を行い、地域の農地・農業を守っていく。水路等の管理は農地所有者が行う。畑地は現状のまま個人管理を行い、梨栽培は、高付加価値化に取り組むとともに直販等による経営の安定を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

香良洲地域の農振農用地の区域を対象とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<p>水稻は、市内(地区外)の認定農業者1者(個人)と市外の認定農業者2者(法人)及び市外の農業法人1者(法人)に担ってもらい集積を行う。 また、梨栽培は、地域の認定農業者が担っていく。</p>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>当該事業区域内的の農地は、水稻については既に農地中間管理機構を活用している。今後についても、同様に農地中間管理機構を通じて農地を集積していく。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>水稻は、全て地区外からの土地利用型農業者であり、3者については法人であり、事業規模も拡大しているため継続的な営農が見込まれるが、撤退等がある場合には新たな土地利用型農業者の確保を行う。</p>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①果樹園のアライグマ被害が拡大しないよう年中捕獲する。
- ⑤梨栽培については、高付加価値化し、生産効率向上に努める。